

富労発基 0522 第 3 号の 2
令和 6 年 5 月 22 日

関係団体の長 殿

富山労働局長
(公印省略)

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、別添 1 のとおり、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（技術上の指針公示第 26 号。以下「改正指針」という。）が令和 6 年 5 月 8 日付け官報に公示され、同日（改正指針の別表 1 及び別表 2 の規定は、令和 7 年 10 月 1 日）に適用されました。

今般の改正は、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 196 号）が告示されたことに伴い、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和 5 年 4 月 27 日付け技術上の指針公示第 24 号。以下「指針」という。）について、所要の改正が行われました。

改正点は別添 2 の新旧対照表のとおりであり、改正後の指針は別添 3 のとおりです。

なお、改正の内容につきましては、厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp>) にて閲覧が可能となっておりますので、御了知いただきますようお願いいたします。（以下の QR コードより閲覧が可能です。）

「労働安全衛生法第 28 条第 1 項の規定に基づく技術上の指針に関する公示」



「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」

